

聖籠町告示第十五号

聖籠町介護保険住宅改修費受領委任払い制度の登録等に関する要綱を次のように定める。

平成二十四年三月十六日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町介護保険住宅改修費受領委任払い制度の登録等に関する要綱

(趣旨)

第一条 この告示は、介護保険法（平成九年法律第一二二三号。次条において「法」という。）に規定する居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の受領委任払い及び代理受領（以下「受領委任払い制度」という。）を行う事業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この告示で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(住宅改修費の支給)

第三条 本町の居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）が住宅改修を行う事業者で、この告示に基づく登録を受けた者（以下「受領委任払い取扱事業者」という。）により住宅改修を行った場合は、第十一条に規定する代理受領により、住宅改修費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、被保険者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、受領委任払い制度の対象としない。

一 介護保険料を滞納している場合

二 前号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた場合

(受領委任払い取扱事業者の登録)

第四条 受領委任払い取扱事業者の登録は、住宅改修を行う事業者の申請により、事業所ごとに行うものとする。

（受領委任払い事業者の登録の申請）

第五条 代理受領の登録を受けようとする事業者は、介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録申請書（別記様式第一号）及び介護保険住宅改修費受領委任払い制度に係る取扱予約書（別記様式第二号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により受領委任払い取扱事業者として登録を行ったときは、介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録通知書（別記様式第三号）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

（変更の届出等）

第六条 受領委任払い取扱事業者は、事業所の名称及び所在地その他の登録時における申請事項に変更があったときは、速やかに介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書（別記様式第四号）により町長に届け出なければならない。

2 受領委任払い取扱事業者は、住宅改修の事業を廃止し、又は登録を辞退するときは、速やかに介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者廃止・辞退届出書（別記様式第五号）により町長に届け出なければならない。

（受領委任払い取扱事業者の責務）

第七条 受領委任払い取扱事業者は、関係法令等を遵守するとともに、被保険者の心身状況等に応じて適切な住宅改修を行うよう努めなければならない。

（登録内容の情報提供）

第八条 町は、被保険者及び居宅介護支援事業者等に対し、受領委任払い取扱事業者の所在等について情報提供を行う。
（受領委任払い取扱事業者の登録の取消し）

第九条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受領委任払い取扱事業者の登録を取り消すことができるものとする。

- 一 被保険者の求めにも関わらず、正当な理由なく受領委任払い制度の利用を拒否した場合
- 二 この告示に定める所定の手続を行わなかった場合
- 三 受領委任払い取扱事業者の責に帰すべき事由により、被保険者の身体、財産等を傷つけた場合
- 四 不正の手段により第四条の登録を受けた場合及び住宅改修費の請求を行った場合

五 その他町長が登録の取消について必要と認められた場合

2 町長は、前項の規定に基づき登録の取消しを行ったときは、介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録取消通知書（別記様式第六号）により当該取消しを受けた事業者に通知するものとする。

（委任状の提出）

第十条 住宅改修費に関して受領委任払い制度を利用する被保険者は、住宅改修を施工する前に、当該住宅改修費の支給申請に必要な書類に加えて、介護保険住宅改修受領委任払いに係る委任状（別記様式第七号）を町長に提出しなければならぬ。

（介護給付費の代理受領）

第十一条 受領委任払い取扱事業者は、被保険者が住宅改修を行ったときは、当該被保険者からの委任に基づき、当該被保険者が支払うべき当該住宅改修に要した費用について、住宅改修費として当該被保険者に対し支払われる額の限度において、当該被保険者に代わり支払を受けることができる。

2 前項の規定による住宅改修費の支払があつたときは、当該被保険者に対し住宅改修費の支給があつたものとみなす。

（支給又は不支給の決定）

第十二条 町長は受領委任払い制度に係る住宅改修費の支給申請があつたときは、当該住宅改修費に係る支給又は不支給の決定を行い、介護保険住宅改修費の受領委任払いのお知らせ（別記様式第八号）を当該受領委任払い取扱事業者に送付する。

（返還）

第十三条 町長は、受領委任払い取扱事業者が偽りその他不正の手段により住宅改修費を代理受領したときは、当該住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第十四条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録申請書

年 月 日

聖籠町長 様

申請者 所在地

事業者名称

代表者氏名

印

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者の登録を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業の形態	法人・個人		
事業所所在地	(〒 -)		
事業所名称	フリガナ		
電話番号		FAX番号	

振込口座の登録			
金融機関名		店舗名	
口座種目	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

介護保険住宅改修費受領委任払い制度に係る取扱確約書

年 月 日

聖籠町長 様

所在地

事業者名称

代表者氏名

印

介護保険住宅改修費受領委任払い制度の取扱いを申し出るに当たり、次の事項を遵守することを確約します。

- 1 住宅改修の提供に関しては、関係法令及び聖籠町介護保険住宅改修費受領委任払い制度の登録等に関する要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
- 2 住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。
- 3 住宅改修を行うに当たっては、聖籠町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 住宅改修を行うに当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等を確認し、聖籠町介護保険住宅改修費受領委任払い制度が利用可能であるかどうか確認すること。また、当該被保険者に過去の住宅改修の給付実績を確認すること。
- 5 正当な理由なく、聖籠町介護保険住宅改修費受領委任払い制度の利用を拒まないこと。
- 6 住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収証を発行すること。
- 7 要綱別記様式第7号の委任状に記載された保険適用総費用見込額が実際の保険適用総費用と異なるときは、速やかに差額の返還又は徴収を行うこと。
- 8 被保険者が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を聖籠町に通知すること。
 - (1) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、当該住宅改修を行うに当たって必要な手続き等に関して協力しないとき。
- 9 住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修の完了の日から2年間保存すること。

- 1 0 関係法令、要綱、この遵守事項等に違反し、その是正等について聖籠町長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 1 1 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
- 1 2 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。また、事業所の職員であった者に、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とすること。
- 1 3 介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を要綱別記様式第4号にて聖籠町長に届け出ること。
- 1 4 登録を行っていた事業を廃止し、又は辞退するときは、速やかにその旨を要綱別記様式第5号にて聖籠町長に届け出ること。

別記様式第3号（第5条関係）

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録通知書

第 号
年 月 日

様

聖籠町長 印

年 月 日付けで申請のありました、介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者の登録について、次のとおり登録したので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
受領委任払い取扱事業 所登録番号	
登録年月日	年 月 日

備考 行政不服審査法第57条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

別記様式第4号（第6条関係）

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書

年 月 日

聖籠町長 様

届出者 所 在 地

事業者名称

代表者氏名

印

先に提出した介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録申請書の記載事項について、次の事項を変更しましたので、届け出ます。

受領委任払い取扱事業所登録番号		
登録内容を変更した事業所		所在地
		名称
変更があった事項（該当項目番号に○）		変 更 の 内 容
1	申請者の所在地	(変更前)
2	申請者の名称	
3	申請者の代表者の氏名及び職名	
4	事業所の所在地	
5	事業所の名称	(変更後)
6	電話番号	
7	F A X 番号	
8	振込先口座	
9	その他	
変 更 年 月 日		年 月 日

別記様式第5号（第6条関係）

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者廃止・辞退届出書

年 月 日

聖籠町長 様

届出者 所 在 地

事業者名称

代表者氏名

印

次のとおり登録に係る住宅改修事業の（廃止・辞退）をしましたので、届け出ます。

受領委任払い取扱事業所登録番号	
廃止・辞退した事業所	所在地
	名称
廃止・辞退の別	廃止 ・ 辞退
廃止・辞退した年月日	年 月 日
廃止・辞退した理由	

別記様式第6号（第9条関係）

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

聖籠町長 印

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者の登録について、次のとおり登録を取り消します
ので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
受領委任払い取扱事業 所登録番号	
取消年月日	年 月 日
取消理由	

備考 行政不服審査法第57条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を
行うものとする。

別記様式第8号（第12条関係）

第 年 月 日
号

様

聖籠町長 印

介護保険住宅改修費受領委任払いのお知らせ

先に被保険者から申請のありました受領委任払いに係る住宅改修費について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 振込予定日 年 月 日

2 内訳

被保険者番号	被保険者氏名	決定事項	金額（円）